様式第十二号中「名称」の次に「(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第32条第２項の規定によりこの届書を提出する場合は、同項各号に掲げる負傷又は疾病に限る。)」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に医療特別手当受給権者であって法第十一条第一項の認定に係る疾病が放射線白内障であるものに対するこの省令による改正後の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第三十二条第二項の適用については、当該認定に係る放射線白内障は、同項第一号の放射線白内障に該当しないものとみなす。

○農林水産省令第十七号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第三十六条第一項及び第二項（同法第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の二第三項並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第四十条第一項（同法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）及び第二項（同法第七十七条（同法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）並びに第五十八条の二第三項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十日

農林水産大臣　林　　芳正

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九十五条第三項第四号中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　前払年金費用

第百三十条第一項各号を次のように改める。

一　採用している退職給付制度の概要

二　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

三　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

四　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金（翌事業年度において職員が退職した後に当該職員に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。以下同じ。）及び前払年金費用の調整表

五　退職給付費用及びその内訳項目の金額

六　年金資産の主な内訳その他の年金資産に関する事項

七　割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

八　その他の退職給付に関する事項

第百九十一条第二項第二号を次のように改める。

二　退職給付引当金

別紙様式第一号㈠中「

7　繰延税金資産

8　再評価に係る繰延税金資産

9　繰延資産

」を「

7　前払年金費用

8　繰延税金資産

9　再評価に係る繰延税金資産

10　繰延資産

」に改める。

別紙様式第二号㈠中「子会社等出資」を「子会社等出資

前払年金費用」に改める。

別紙様式第三号㈠中「長期前払費用」を「長期前払費用

前払年金費用」に改める。

別紙様式第四号㈠中「繰延資産」を「繰延資産

前払年金費用」に改める。

別紙様式第五号㈠中「長期前払費用」を「長期前払費用

前払年金費用」に改める。

別紙様式第六号㈠第六1⑻ロ①中「

生命総合共済	
終身共済	
定期生命共済	
養老生命共済	
うちこども共済	
医療共済	
がん共済	
定期医療共済	
年金共済	

」を「

生命総合共済	
終身共済	
定期生命共済	
養老生命共済	
うちこども共済	
医療共済	
がん共済	

」に